

トロピカルフルーツパーク基本設計委託業務
特記仕様書

第1章 総則

1 業務名

本委託業務は、トロピカルフルーツパーク基本設計委託業務（以下「本業務」という。）という。

2 適用範囲

本特記仕様書は本業務について適用するものとし、本特記仕様書に特記なき事項については、設計業務等共通仕様書【自然公園編】（環境省、平成29年7月）、などに基づき業務を行うこと。

本特記仕様書と上記共通仕様書に競合が生じた場合または定めのない場合、業務上疑義が生じた場合は、両者の協議によるものとする。

3 目的

トロピカルフルーツパーク（以下「本公園」という。）は宮古島のほぼ中心に位置する好立地ながら、施設の老朽化等により、市民や観光客の来客が遠のいている。

その課題を解決し、再び地域住民の憩いの場とすることはもとより、魅力ある観光地、さらには本市の農業の発展に寄与するための施設として機能強化を図るため、平成28年度において基本計画を策定したところである。

本基本設計業務では、地域住民や観光客、農業従事者のニーズ調査の結果を踏まえた魅力的な公園像を具体化し、実施設計に必要な資料作成を行う。

4 提出書類

上記共通仕様書に定めるもののほか、必要に応じ以下のものを提出するものとする。

- (1) 貸与品の貸借書
- (2) その他、監督員が特に指示するもの

第2章 業務内容

1 業務期間

契約締結の翌日から令和元年12月17日（火）まで

2 業務対象地

本業務の対象地は、以下のとおりとする。

- (1) 名称：トロピカルフルーツパーク
- (2) 住所：宮古島市上野字野原1190-188
- (3) 面積：8.5ha（全地積16.4haの内）

3 業務内容

本業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 検討委員会の開催・運営
 - ① 委員会の開催に関する委員及び市への連絡調整
 - ② 委員会に関する資料の作成・配布
 - ③ 委員会における議事進行
 - ④ 委員会の議事録作成

本市における関係機関を踏まえた検討委員会（委員は本市において選任する）を開催するものとする。

なお、検討にあたっては、受託者が有する知見を積極的に活用し、業務目的の達成に資する提案等も行うものとする。

(2) 基本設計

① 与条件の細部検討

- ・ 現地踏査及び各種調査結果を把握し、計画の細部について検討するものとする。

② 諸施設の検討及び設定

- ・ 与条件の細部検討に基づき、個々の施設について位置、規模及び内容を検討し、その概略構造を設定するものとする。

③ 基本設計図の作成

- ・ 設定された施設の位置、規模及び内容等を平面図としてまとめるものとする。
また、特に必要と指示された施設について概略構造図を作成するものとする。

④ 概算工事費の算出

- ・ 基本設計図に基づき、整備に必要な概算の工事費を工種ごとに算出するものとする。

⑤ 基本設計説明書の作成

- ・ 基本設計の内容及びその検討過程についてまとめるものとする。

⑥ 鳥瞰図及び透視図の作成

- ・ 基本設計図に基づき、全体及び主要な部分について、立体図として仕上げるものとする。

⑦ 照査

⑧ 打合せ

(3) 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、受注者はその内容について十分な照査を行い、業務完了期限までに発注者に提出すること（各2部）。

① 基本設計説明書

② 基本設計図

③ 概算工事費算出書

④ 鳥瞰図及び透視図

⑤ 打ち合わせ記録簿

⑥ 上記①～⑤の電子データ

(4) 納入場所

宮古島市 農林水産部 農村整備課

第3章 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、事前に発注者の承諾を得た上で、その一部を委託することができる。

3 市と十分な協議の上、本業務を実施すること。

4 業務を円滑・適正に運営するための組織・人員体制を確保すること。

5 本業務の実施や成果の提出において、第三者の知的財産権等を侵害していないことを保証すること。

6 個人情報等の保護すべき情報の取り扱いに万全の対策を講じること。